

四国外のゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収の納入に四国外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、愛南町の指定金融機関として指定しなければなりません。

つきましては、当初納入される際に右の「指定通知書」に必要事項を記入し、納入を希望するゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

また、「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書の提出について」は愛南町税務課に提出してください。

※一度「指定通知書」を提出いただいたゆうちょ銀行・郵便局では当町の町民税・県民税の納入が行えません。

(特別徴収義務者の控)

貴社(様)の納入指定ゆうちょ銀行・郵便局	
所在地	
名称	ゆうちょ銀行 郵便局

(愛南町提出用)

令和 年 月 日

愛媛県愛南町長 様

特別徴収義務者

所在地

名称

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行・郵便局を貴町の町民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出したので通知します。

所在地	
名称	ゆうちょ銀行 郵便局

(ゆうちょ銀行・郵便局提出用)

令和 年 月 日

(株)ゆうちょ銀行 本・支店長 様
郵便局長 様



愛媛県愛南町長

指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により貴店(局)を本町の町民税・県民税特別徴収の納入取扱店に指定しましたので通知します。

記

- 口座番号 01650-6-960799
- 加入者の名称 愛南町会計管理者
- 取りまとめ局 徳島貯金事務センター